議案第19号

水戸市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

水戸市立図書館条例施行規則（平成28年水戸市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第１号ア中「工業標準化法」を「産業標準化法」に，「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め，同号イ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

付　則

この規則は，令和元年７月１日から施行する。

令和元年５月21日提出

水戸市教育委員会教育長　　本　多　清　峰

新旧対照表

教育委員会中央図書館

現行	改正（案）
（費用の負担） 第９条　複写資料の交付を受けようとする者は，図書館資料の複写に要する費用として，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める金額を負担しなければならない。 (1) 白黒で複写したもの　次に掲げる用紙の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本工業規格(以下この号において「日本工業規格」という。)Ｂ列５番，Ａ列４番及びＢ列４番の用紙　1 枚(両面に複写したものを交付するときは，片面を１枚とする。次号において同じ。)につき 10 円 イ　日本工業規格Ａ列３番の用紙　１枚につき 20 円 (2)　略 ２及び３　略	（費用の負担） 第９条　複写資料の交付を受けようとする者は，図書館資料の複写に要する費用として，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める金額を負担しなければならない。 (1) 白黒で複写したもの　次に掲げる用紙の区分に応じ，それぞれ次に定める額 ア　産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)に基づく日本産業規格(以下この号において「日本産業規格」という。)Ｂ列５番，Ａ列４番及びＢ列４番の用紙　１枚(両面に複写したものを交付するときは，片面を１枚とする。次号において同じ。)につき 10 円 イ　日本産業規格Ａ列３番の用紙　１枚につき 20 円 (2)　略 ２及び３　略 付　則 この規則は，令和元年７月１日から施行する。

次回以降の教育委員会会議等日程（案）

令和元年５月21日現在

区　分	日　時	場　所	備　考
平成31年度茨城県市町村教育委員会連合会総会及び講演会	令和元年５月28日（火） 午後１時30分から	常陸太田市生涯学習センター ふれあいホール	東小川委員，冨田委員出席
平成31年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会（山梨大会）	令和元年５月31日（金） 午後１時から	山梨県北杜市 女神の森セントラルガーデン	
第２回教育委員会定例会	令和元年７月５日（金） 午後５時から	水戸市役所　３階 会議室303・304	**※改元に伴い，回数が変更になりました。**
行政視察	**令和元年７月18日（木） ～19日（金）**	**岩手県盛岡市 〃　遠野市 〃　釜石市**	
第３回教育委員会定例会	令和元年８月１日（木） 午後５時から	水戸市役所　３階 会議室303・304	**※改元に伴い，回数が変更になりました。**
第４回教育委員会定例会	**令和元年８月20日（火） 午後５時から**	**水戸市役所　３階 会議室303・304**	

※ゴシック体は，追加日程です。